

令和7年度の公共工事等入札・契約制度改善

1 経営の安定化と地域力の強化

○ 入札参加想定業者数及び指名選定業者数の見直し（建設工事）

- ・ 地域の守り手としての建設業者の維持、育成を図るため、適切な地域要件設定が行えるよう、入札参加想定業者数等の見直しを行う。

区分		改善前	改善後
制限付き		概ね 20 者	概ね 10 者
指名	5,000 万円～WT0 未満	原則 20 者程度	原則 10 者以上
	1,000～5,000 万円未満	原則 15 者程度	原則 5 者以上
	(400)～1,000 万円未満	原則 10 者程度	原則 5 者以上

○ 指名競争入札における1者入札の取扱い変更（建設工事）

- ・ 競争性、公平性を確保した上で、入札中止を減少することにより、施工の平準化及び適正工期の確保等を図るため、建設工事の電子入札案件に限り、応札者が1者であった場合も「入札手続を続行」する。

○ 指名評価選定基準の見直し（建設工事・建設関連業務）

- ・ 令和6年度から創設された「知事表彰」を、新たに指名選定評価基準に追加する。

○ 最低制限価格制度要領の改定（建設関連業務）

- ・ 低入札価格調査制度の見直し（R6.10）に準じ、最低制限価格算定式等を見直し、ダンピング対策を強化する。

○ 制限付き一般競争入札（工事着手日選択型工事）の見直し（建設工事）

*（令和7年2月から先行して実施）

- ・ 工事着手期間を見直し、施工の平準化を図る。
従来：90日⇒改善：180日
- ・ 発注者指定タイプの追加

○ 公共工事における一斉休工の取組（ふじ丸デー）継続（建設工事）

- ・ 令和5年10月から毎週土曜日に拡充したふじ丸デーの取組について、令和7年度以降も継続し、建設産業における週休2日の定着を推進する。

2 建設現場における生産性の向上

○ 制限付き一般競争入札（簡易タイプ）の創設（建設工事）

- ・ 入札手続を簡略化し、受発注者の事務負担軽減を図るため、入札参加資格確認等を簡略化した入札方式を創設する。

令和7年度実施方針（建設工事）

※簡易タイプ追加
※総合評価適用基準変更

- 制限付き一般競争入札（従来タイプ・簡易タイプ）
 - ・ 予定価格 1,000 万円以上原則実施
- 総合評価落札方式（建築関連工事除く）
 - ・ 予定価格 5億円以上の工事については原則標準型（高度技術提案型）により実施
 - ・ 総合評価落札方式適用業務一覧（R7 総合評価GL）に記載のある工事を目安に実施（緊急工事等の特別の理由がある場合を除く）

令和7年度実施方針（建設工事）

金額	制限付き一般競争入札	総合評価落札方式	金額
5億円	(従来タイプ)	標準型（高度技術提案型） ※機械設備更新工事など 技術的工夫の余地の少ない工事は適用	5億円
1,000万円	(簡易タイプ) 入札後審査型のみ 同種工事実績＝コリンズ検索条件 技術者要件設定不可	適用工事一覧を目安に実施	1,000万円
400万円	実施可	実施可	400万円

令和7年度実施方針（建設関連業務委託）

※総合評価適用基準変更

- 制限付き一般競争入札
 - ・ 測量業務等工夫の余地の小さいものについて、予定価格 500 万円以上は原則実施
- 総合評価落札方式（建築関連業務除く）
 - ・ 総合評価落札方式適用業務一覧（R7 総合評価GL）に記載のある業務を目安に実施

令和7年度実施方針（建設関連業務委託）

金額	測量・用補		建設コンサルタント・地質調査		金額
	制限付き一般競争入札	総合評価落札方式	制限付き一般競争入札	総合評価落札方式	
1,000万円	500万円以上 原則実施	適用業務一覧を目安に実施	1,000万円以上 原則実施	適用業務一覧を目安に実施	1,000万円
500万円			実施可		
200万円	実施可				200万円